

令和 3 年 7 月 20 日

保護者 様

棚倉町立棚倉中学校長 深谷 昇司

一人 1 台学習端末(iPad)を活用した自宅での学習について(依頼)

盛夏の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、ご存じのように、本校では一人 1 台学習端末(iPad)を授業で活用が盛んに行われているところです。今後、家庭に持ち帰り、学習端末を活用し学習することを計画しています。

つきましては、予定では 9 月末に持ち帰りの試行を行いますので、ご承知おきください。さらには、ネット環境等のご確認をお願いいたします。

また、一人 1 台端末(iPad)にはネットに接続して使用するアプリが多数あります。その際、ネットに接続するには、ご家庭での Wi-Fi 環境が必要となりますので、ご確認ください。なお、ネットに接続しなくても使用できるアプリも導入されていることも申し添えます。

記

1 ご家庭のネット環境の整備について

- ① ご自宅のネット環境の有無の確認をお願いします。
 - ・ 「Wi-Fi 環境」に接続するための ID 及びパスワードのご準備をお願いします。
- ② 以前にお知らせしたようにモバイルルーターを貸し出すことは可能です。
 - ・ この場合、各ご家庭での別途通信契約は必要です。
- ③ 上記②の別途通信契約ができない場合、保護者のスマホを中継してネットに接続することも可能です。
 - ・ この場合、特別にスマホのオプション契約が必要になる場合があります。

令和 3 年 4 月 9 日付で配付した

「学習用通信機器(タブレット端末機等)の取扱いについて(通知)」より

2 の(2)

借受者が学校からモバイルルーターを借り受けて使用する場合は、借受者の負担で別途通信契約が必要となります。また、モバイルルーターを学校に返却するときは、借受者の負担で通信契約を解除し返却することになります。

2 その他

- (1) 端末の持ち帰りの際には、子ども達と使用のルール(安全面を含む)を再確認するとともに、学習課題は事前に明示します。
- (2) 感染症対策で臨時休校になった際には、オンデマンド授業などに活用する可能性もあります。
- (3) 長期休業中で家庭にネット環境がない場合、学校が閉庁していなければ、学校のネット環境を活用して学習することは可能です。
- (4) 以上の件に関する問い合わせは、下記事務担当までお願いします。

(事務担当 教頭 鶴水達也 電話 0247-33-3176)

令和3年7月20日

保護者の皆様へ

棚倉町立棚倉中学校長 深谷 昇司

モバイルルーターの無償貸与について

盛夏の候、保護者の皆様には、日頃より棚倉町の学校教育活動にご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

昨年度整備しました1人1台タブレット端末を家庭学習において活用していくため、インターネットへ接続できる環境を整えることが困難なご家庭に、モバイルルーターを無償貸与いたします。

今後、様々な条件下においても学習を充実させるため、別紙内容についてご確認いただき、貸与を希望する場合は必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

1 連絡事項

- (1) 家庭にネット環境(Wi-Fi 環境)が整備されていれば必要ありません。
- (2) 必要な場合、学校までご連絡をいただければと思います。必要な書類をお渡しします。
- (3) 別紙のように、9月に持ち帰りの試行を予定していますので、ネット環境の整備のために、今から貸与を受けて準備することも可能です。

(事務担当 教頭 鶴水達也 電話 0247-33-3176)

モバイルルーター(機器のみ)の無償貸与について

(1) モバイルルーター貸与の対象者について

棚倉町立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、家庭内においてインターネットへの接続環境が無いご家庭です。

(2) 貸与の期間について

夏期・冬期休業期間中または各学校長の判断による期間とします。

(3) 申請手続について

「学習用通信機器借受申請書(第 1 号様式)」に必要事項を記載の上、お子様をとおして学校に提出してください。

(4) 貸与の決定・機器の貸与について

学習用通信機器借受申請書を提出後、学校より「学習用通信機器貸付決定通知書(第 2 号様式)」により通知があった後、モバイルルーターを箱に入った状態で貸与します。

- ① 管理番号を記載したシールを箱に貼り付けていますので、はがさないでください。
- ② SIM カードは含まれません。通信契約及び通信費は各家庭でのご負担となります。詳しくは下記(5)を参照してください。

(5) 通信契約について

モバイルルーターの貸与を受けた保護者は、任意の通信事業者でデータ通信の通信契約を行い、SIM カードを、貸与したモバイルルーターにセットする必要があります。

機器に対応する SIM カードのサイズは nanoSIM(ナノシム)です。

下記内容はモバイルルーターのメーカーから提供された情報の一部です。各通信事業者の提供サービスや対応エリア、急な臨時休校になる場合に備え通信料の変更が容易な契約が望ましいことから、詳しくは、通信事業者や大手家電量販店等へご相談ください。

事業者名	サービス名
KDDI(株)	au LTE NET for DATA
(株)NTT ドコモ	docomomoperaU , docomosp モード
ビッグロブ(株)	BIGLOBE モバイル
LINE モバイル(株)	LINE モバイル
NTT コミュニケーションズ(株)	OCN モバイル ONE(LTE)

(6) 費用について

通信契約及び通信にかかる費用は契約者(保護者)の負担となります。

通信量は、どのような課題をするか・どの程度家庭でインターネットを利用するかに左右されてしまうことから、下記に家庭学習に必要な通信料の目安を示します。

① 通常の家Ⓕ庭学習 月 3GB(ギガバイト)程度

【想定する状況】宿題をデータ送信する。インターネットで 1 日 30 分から 1 時間程度の調べ学習を行う。(動画は見ない)

② 臨時休校時に授業動画やオンライン授業を受ける場合 月 20GB(ギガバイト)程度

【想定する状況】平日の毎日、午前午後各 2 時間程度の授業動画やオンライン授業を受けたり、課題のデータ送信等を行う。

一般的な目安としては、高画質(720P)で YouTube を 1 時間程度視聴すると、1GB の通信量がかかると想定されます。